

No.
108
2022.12 vol.30

30th
Anniversary 記念号

産廃振興財団NEWS

環境と産業の未来のために

CONTENTS

- | 財団設立30周年を迎えて
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団理事長 加藤 幸男
- | 財団の事業紹介
- | 廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルを考える
—財団設立30周年記念シンポジウムを開催—
- | 財団30周年にあたってのメッセージ
- | お客様の声
- | 自立・分散型エネルギー研究会
- | 経営戦略セミナー
ライブ&アーカイブ配信 会員募集中
- | 産廃懇話会



財団設立30周年を迎えて



公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 加藤 幸男

財団設立30周年を迎えるに当たり、ご挨拶申し上げます。

当財団は、平成4年(1992年)12月3日、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団として設立され、平成24年4月1日、国の公益法人制度改革による新たな制度の下、公益財団法人としての認定を受けました。

財団設立当時、産業廃棄物の排出量が年々増加する一方、産業廃棄物の処理施設の設置は用地の確保難、処理業者の資金不足等により困難になりつつありました。こうした状況を踏まえ、平成4年5月に産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律が制定され、それを念頭に、産業界、国、地方公共団体の三者の出捐金により

CONTENTS

○30周年記念特集

財団設立30周年を迎えて	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団理事長 加藤 幸男	02
財団の事業紹介		
総務部／業務部／資源循環企画推進部／技術部／適正処理対策部／調査認証チーム		05
廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルを考える		
—財団設立30周年記念シンポジウムを開催—		11
産業廃棄物処理事業振興財団30年の歩み		18
財団30周年にあたってのメッセージ	樋口 成彬／関 莊一郎／小林 正明	20
お客様の声		23

当財団が設立されました。当財団は、平成4年12月24日に同法に基づく指定を受け、それ以降、特定施設の整備事業に必要な資金の借入れ等に対する債務保証、産業廃棄物処理業者等に対する新たな技術の開発や起業化のための助成金の交付、産業廃棄物の処理に関する情報の収集提供等の業務を実施しています。

平成9年6月に行われた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正は、不法投棄対策を柱の一つとしたものでした。その一環として、産業廃棄物適正処理推進センターに国及び産業界からの出捐による基金を設け、不法投棄された産業廃棄物の除去等を行う都道府県等に対して資金を出捐するなどとされましたが、平成10年7月1日、同センターとして当財団が指定されました。不法投棄対策としては、平成9年改正の廃棄物処理法の施行前（平成10年6月16日以前）の不法投棄事案に対応するため、平成15年6月に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法が制定され、同法に基づく対策も産業廃棄物適正処理推進センター（当財団）の業務に追加されました。

当財団の主要な業務には、そのほか、PCBの処理や産廃処理業者の優良化に関するものがあり

ます。

PCB処理への取組は、財団設立時に産業界から要請があったものであり、当初から知見の蓄積などに努めていました。平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が成立しましたが、その後、当財団では、高濃度PCB廃棄物の処理事業を実施する中間貯蔵・環境安全事業株式会社への支援のほか、低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設を認定する環境省への支援等を行っています。

産廃処理業者の優良化については、平成16年から環境省の産廃処理業者優良化推進事業を受託しましたが、その検討結果も踏まえ、平成22年5月に廃棄物処理法が改正され、優良産廃処理業者認定制度が位置付けられました。

平成16年には、また、産廃処理業者の優良化の一助としたいとの思いで、次代の産廃処理業を担う人材を育てることを目的に産業廃棄物処理業者経営塾を開講したところですが、毎年度、多くの塾生に参加していただいています。また、経営塾の卒塾生が自主的に運営するOB会では、調査活動や情報交換が活発に行われています。

最近新たに開始した事業に優良認定適合証明書

○自立・分散型エネルギー研究会 第6回自立・分散型エネルギー研究会を開催	26
○経営戦略セミナー 経営戦略セミナー ライブ&アーカイブ配信 会員募集中	27
○産廃懇話会 産業廃棄物処理行政の現状と課題	28
○出版案内 誰でもわかる!!日本の産業廃棄物(改訂9版)	29
○ニューフェイス 伊藤 冬馬(調査認証チーム・業務部)	30

本号は通常の秋号(10月末発行)と30周年記念号を兼ねた特別号となります。

業と再生品認証事業があります。

適合証明事業は、優良産廃処理業者認定制度に関して、令和2年2月の廃棄物処理法施行規則の改正により、優良産廃処理業者の認定基準のうち事業の透明性の基準に適合することを証明する書類については、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出することができることとされましたが、同年9月23日、当財団がその指定を受け、基準に適合したと判断される場合に、事業の透明性に係る適合証明書を発行しています。

再生品認証事業は、令和2年7月の環境省廃棄物規制課長通知を踏まえ、建設汚泥再生品、廃コンクリート再生砕石等の有価物該当性に係る審査を行い、該当していると判断される場合に適合認証書を発行するものです。

なお、令和2年1月にWHOがパンデミックを宣言した新型コロナウイルス感染症の影響で、全職員がほぼ毎日在宅勤務という時期があったり、出張を制限したりするなど、業務に支障が出ることもありました。令和2年度は、経営塾のほか、都道府県等の産業廃棄物担当者の参加を得て毎年開催している全国担当者会議を中止せざるを得ませんでした。ただ、感染症対応の必要性から、財団内の電子決済システムを構築したり、各種会議をオンラインでも行うようになったりと、業務の効率化が進んだことも確かです。

社会全体としてもオンライン会議が珍しくなくなり、そうした点に着目して新たに始めた事業が経営戦略セミナーです。産廃処理業者、排出事業者等の皆様の関心が高いと思われるテーマについて、専門家の方にオンラインで講演していただくというものです。

以上、この30年をざっと振り返ってきました。全体として、私どもに課せられた事業を順調に実施することができました。これもひとえに関係各

位のご支援ご協力の賜物と深く感謝しております。

この間、産業廃棄物をめぐる状況も大きく変化し、当財団に深く関係するものとしても、例えば、不法投棄件数は大幅に減少し、PCB等の処理困難物の処理も終盤に差し掛かっています。

ただ、一方で、地球温暖化の問題がますます大きくなってきました。対策のための気候変動枠組条約は、1992年5月に国連で採択され、同年6月の地球サミット(リオ・デ・ジャネイロ)で署名が開始されました。30年前のことです(条約発効は1994年3月)。しかし、その当時よりも地球環境の危機は確実に高まっているといえるでしょう。

このため、全世界で循環経済を進め脱炭素社会を構築しようと努力がなされています。当財団でも、自主的な活動として、産業廃棄物資源化推進業務の実施や自立・分散型エネルギー研究会の開催を行い、廃棄物の資源化を推進するための方策の検討を行っています。

このような状況の中、財団設立30周年を迎えることになりました。その記念イベントとして、祝賀会のような形ではなく、循環経済や脱炭素をテーマにしたシンポジウムを開催することにしました。

財団NEWSの本号では、このシンポジウムの概要をご紹介します。また、30周年記念ということで、関係者の方々からご祝辞などをいただいています。ご寄稿いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

設立30周年を機に改めて、将来を見据えつつ今の時代に当財団が果たすべき役割を適切に見極め、それに果敢に挑戦してまいりたいと職員一同気持ちを新たにしております。関係者の皆様の一層のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

財団の事業紹介

総務部

—電子化を推進し、財団運営をさらに効率化—

総務部は総勢6人、財団の総務、会計、予算、法務、人事、資金運用、システムと多岐に亘る業務を担当、すべての部署と関係を持ちます。その他、関係する外部団体の運営も一部行っています。

例年の動きであれば年明け早々より、決算予想と翌期予算の編成、並行して新年度の組織や人事の検討等を行い、3月には理事会、評議員会で予算等ご承認いただき、4月には決算、その後は事業収益、費用を見通しつつ、適宜対応策を検討、実施、という経営サイクルを回していくことが総務部の基本的な活動で、広範囲の業務で円滑な組織運営に不可欠な役割を担っております。

最近、新型コロナウイルスの対策で、総務部の業務も大きな影響を受けております。就業体制について、時差出勤、在宅勤務を開始、VPN、Webex導入、パソコン購入等システム部門のサポートを受けながら環境を整え、在宅勤務や会議のOn Line化等を実施する等、対応策を講じています。これら諸対策は、財団経営陣のリーダーシップの下、感染状況等を睨みながら、現在も継続中です。

また以前からの課題であった業務の電子化、特に電子決裁について、コロナによって在宅勤務が増加したのを機に導入に踏み切りました。「楽楽精算」パッケージソフトを導入し、財団内の申請・承認、各種決裁をすべて電子化し押印作業を削減するとともに、出張申請や精算、各種支払い等の業務も効率化、会計システムとの連携や証憑類の電子化等もできる限り実現できるよう行いました。更に、勤怠管理システム「勤革時」を導入し、



育児休暇2名を除き、4名で奮闘中

従来の紙ベースから、WEB画面から出退勤報告や勤務パターン、休暇の登録、残業申請など電子化対応致しました。

このように、効率的な財団運営を目指して、システムや諸規則等の運営基盤を常に見直し、整備することも総務部の重要な役割です。常に全体を見渡し、財団全体を最適化することが求められ、法規制の変更等にも常に注意してはなりません。

今後とも、弁護士や監査法人、税理士、社労士の外部先生方の協力を仰ぎながら、また、他団体の方々とも情報交換等行いつつ、しっかりと財団運営を支えていきたいと考えています。集まる情報を客観的に分析、常に「財団にとって何が大切か」という視点に立ち、公正な業務を進めて参ります。

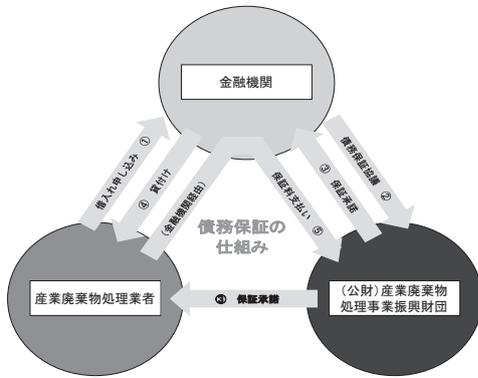
業務部

—債務保証・経営塾・経営戦略セミナー—

業務部では、債務保証、経営塾、経営戦略セミナー・経営相談会等、産業廃棄物処理に関わる事業者の皆さまの事業発展に資するサービスの提供を担当しています。

■債務保証

産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的に、産業廃棄物処理のモデルとなるような優良な処理施設の整備を進める処理業者等に向けて、必要な資金の借入に対する債務保証を行っています。



債務保証の仕組み

■産業廃棄物処理業経営塾

将来の産業廃棄物処理業経営を担う人材を育成すべく、平成16年度より毎年、全国各地の経営者層を主たる受講生として、「産業廃棄物処理業経営塾」を開催しています。

各分野の最前線で活躍する講師陣による講義やグループ討議、研修合宿、施設見学会等、企業経営の要諦を習得するとともにネットワーク作りにも繋がる独自のカリキュラムで運営しています。

また、卒塾生が、経営塾で培った知見や見識を



皆さまに寄り添う業務部です！

活かしつつ、交流親睦を一層深めるとともに、経営能力のさらなる研鑽向上を図り、もって産業廃棄物処理業の発展に寄与することを目的に「経営塾OB会」を設立し、地域別ワークショップ、施設見学会、行政との意見交換会、講演会、ざっくばらんな交流会等の活動を行っています。

■経営戦略セミナー・経営相談会

産業廃棄物処理に関わる事業者の皆さまの経営戦略に資するセミナーをWeb形式で提供する会員制サービス「経営戦略セミナー」を令和4年度から開催しています。産官学各分野の専門家による経営戦略や実務上の課題解決に資する講演や施設見学会、交流会等のカリキュラムを提供しています。

また、産業廃棄物処理業の皆さまの経営課題解決をサポートすべく、法務、人事・労務、財務・税務、技術、M&A等各分野の専門家に相談できる会員制サービス「経営相談会」を令和2年度から提供しています。

資源循環企画推進部

—資源循環構想推進の支援と産廃情報ネット運営、助成事業—

資源循環企画推進部は旧資源循環推進部と旧企画部の一部を統合して発足し令和4年4月から新たな陣容で次の主要業務に取り組んでいます。

- ◇資源循環構想推進の支援
- ◇産廃情報ネットの運営
- ◇助成事業

資源循環や脱炭素化の推進支援と産廃情報ネットサービスの相乗効果により自治体、排出事業者、処理業者の利用者様向け業務の有用性、利便性の向上を目指しています。

◇資源循環構想推進の支援

資源循環推進方策として廃棄物資源化構想を提唱するとともに地域資源循環共生圏構築を推進しようとする行政や事業者様への技術支援等を行っています。

◇産廃情報ネットの運営

産廃情報ネットは、平成12年に許可業者検索システムを構築し、平成23年度からはこの許可情報を基にして優良産廃処理業者認定制度の優良認定業者情報を提供しています。優良認定業者以外の産業廃棄物処理業の許可情報は、「さんぱいくん」への処理業者様任意での登録（約6千業者）でしたが、令和3年10月に環境省産業廃棄物行政情報システムとのデータ連携を開始し現在は全国の許可（約11万業者、約23万許可）状況閲覧することが可能です。令和4年6月末からは環境省の行政情報検索システムを移転し、

- ・産業廃棄物処理業許可 行政情報検索システム



さんぱいさんと6人の仲間たち

・産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報として「さんぱいくん」及び「優良さんぱいナビ」とともに4種類の情報検索が可能です。

利用者皆様の関連情報検索にご使用いただくとともに更なる利便性向上を目指しています。

◇助成事業

資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者育成支援のための方策として、平成5年度から助成事業を実施しています。産廃廃棄物処理分野において新技術開発等を行う処理業者様等に対して当該開発等に要する経費を補助する事業です。累計50件の補助を行ってきました。

技術部

—PCB廃棄物の処理完了に向けて—

当財団は平成4年の設立以来、国のPCB処理施策に協力してきました。その業務は当初から技術部が担っています。所属する職員の数は業務領域の拡大とともに増え最盛期は30名を超えるほどでしたが、最近では高濃度PCB廃棄物の処理が順調に進んできたこともあって、現在は併任1名を含む15名が在籍して日々関連する各種業務に取り組んでいます。

PCB廃棄物のうち中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)で処理されている高濃度PCB廃棄物に係る業務では、当部も協力して作成したマニュアルに沿って掘り起こし調査が各自治体で行われていますが、その進捗管理を年2回行っています。特に照明器具安定器についてはPCB使用有無の判別が難しいこともあって、判別方法に係る各種情報を収集・集約して発信し、掘り起こし調査に活用いただいています。その他、高濃度PCB廃棄物の保管者の収集運搬に係る契約機会を改善させるため収集運搬業者と保管者が見積等のやり取りをウェブ上で行えるツールを開発して運用しています。加えて、処理期限後に行われる行政代執行への協力やJESCO施設の解体撤去についてもマニュアルを作成するなどJESCOの実務を支援しています。

一方、JESCOで処理されない低濃度PCB廃棄物の無害化処理については、処理方法、測定方法、収集運搬等に関するガイドラインの策定を行うとともに、環境省が行う無害化処理認定施設の審査や合理的な処理方策の検討を支援しています。また、令和9年3月31日のPCB廃棄物の処理期限を



PCB廃棄物処理とともに歩み続けてきました

見据えて「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成して周知に努めています。

PCBはとかく制度面も含めてわかりにくいことが多いこともあって、8年前から当部内に専用の問い合わせ窓口としてフリーダイヤルやメールアドレスを設置しあらゆる相談に対応しています。日々多数の問い合わせが寄せられており、速やかかついいねいな回答に努めています。

我が国のPCB廃棄物の処理は当財団の歩みとともに進展してきましたがようやく終着点が見えてきました。今現在も残されている課題は山積ですが、今後10年先を見据えるとPCB以外の産業廃棄物処理に係る難題にも取り組んでいかなければなりません。これからも当部のリソースを結集して各種課題の解決に向けて取り組んでまいりますので関係各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

財団の事業紹介

適正処理対策部

—適正処理推進センターとしての役割を推進—

当部は、適正処理推進部、適正処理・不法投棄対策部を経て、平成29年6月より適正処理対策室及び土壌処理対策室の両室からなる適正処理対策部として業務を遂行しています。

適正処理対策室では、「産業廃棄物適正処理推進センター」の業務の一環として、平成9年改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄・不適正処理された産業廃棄物について、撤去等支障の除去等の措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界等からの拠出金で造成）により協力を行っています。また、平成15年6月には「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（「産廃特措法」）」が制定され、平成9年改正廃棄物処理法の施行日前に不法投棄・不適正処理された産業廃棄物について、産廃特措法に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助で造成）により必要な協力を行うとともに、起債事業についても必要な協力を行っています。

令和4年度からは、「産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある危険な盛土の支障除去等の支援」についても、環境省の間接補助事業の執行団体として調査事業の支援、及び適正処理推進センター基金の内、国庫補助分のみを使用した支障除去等の支援事業も実施する予定です。

なお、不法投棄防止対策等推進事業として、不法投棄未然防止対策等の検討及び事業者の自主的な活動に資するため事業者等に対する助言、指導、



部員の個性を生かして対応しています

情報の提供や、環境省受託では、不法投棄等事案に対する技術的支援等業務として、都道府県等からの要請により、不法投棄等事案への対応に関し、専門家からなるチームを編成して適宜現場に赴き、対応策について助言等の支援を行うほか、不法投棄防止セミナー等について支援しています。

一方、土壌処理対策室では、産業廃棄物の不適正処理に関する検討での知見を活かし、平成18年度より環境省（水・大気環境局）水環境課土壌環境室から、汚染土壌の運搬及び処理に関する検討業務を継続して受託し、土壌汚染対策法のガイドライン等の作成・改訂などの業務を行うとともに、実態調査なども行っています。

また、災害廃棄物適正処理検討等業務として、除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合（平成28年度設立）に参画し、福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質の除染等に伴って発生した除去土壌等の効率的かつ効果的な減容化・再生利用技術の適用に向けた検討を行っています。

財団の事業紹介

調査認証チーム

—履歴証明・適合証明サービスと再生品認証—

調査認証チームは、令和4年4月から立ち上がった職員8人(専任3名、併任5名)によるチームで、適正処理と資源循環の促進に資するよう、主に次の業務を行っています。

■ 履歴証明サービス

履歴証明サービスでは、処理業者の方々が当財団産廃情報ネット「さんばいくん」に登録した情報を記録保存しており、過去の情報を遡って確認印刷することができます。日付ごと・公表情報の項目ごとの更新履歴を確認することで「優良産廃処理業者認定制度」の公表情報の管理のほか、印刷した更新状況一覧、過去の公表ページなどは自治体への提出書類として利用いただいています。

■ 適合証明サービス

履歴証明が情報の更新履歴の証明であるのに対して、適合証明は、「事業の透明性」の基準への適合について証明するものです。令和2年2月25日の廃棄物処理法施行規則改正における「環境大臣が指定する者(第九条の二第4項、第十条の四第3項)」に弊財団が指定されたことを受けて令和2年10月に業務を開始し、令和4年9月末までに累計1,646件の適合証明書を発行しています。

令和2年9月以前は、優良認定の申請時に「事業の透明性」の基準適合に関する



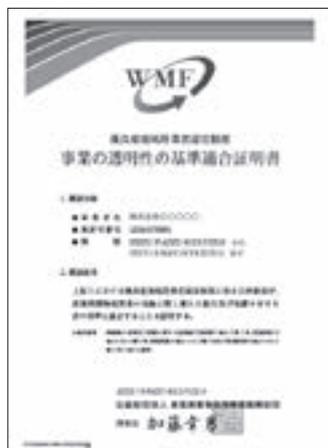
先導的取組をされる方々の後押しをしています

書類として、更新状況一覧や過去の公表ページなど多くの書類提出が必要でしたが、本業務によって、この適合証明書のみを提出するだけとなり、負担低減にお役立ていただいています。

■ 再生品認証業務

令和2年7月の環境省通知(環循規発第2007202号)に基づいて、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて建設資材等として製造されたものを対象に、製造者、製造管理、保管・出荷管理、品質管理、原材料・製品の品質、製品の利用の確実性に関する審査をし、すべての項目で妥当と判断されたものについて有価物該当性の認証を行うもので、令和3年8月に業務を開始し、令和4年10月現在で計5件の認証を行いました。

認証を得ることで、再生品の製造段階で有価物と判断され、再生品に廃棄物の保管基準がかからない、再生品を他の都道府県等の建設工事に搬出する際に廃棄物搬入事前協議の対象にならないといった利点に加え、資源循環に寄与する再生品製造者として認知されることとなります。



適合証明書

廃棄物・資源循環分野の カーボンニュートラルを考える

—財団設立30周年記念シンポジウムを開催—

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

令和4年10月31日(月)、環境省・経済産業省・経団連の後援を得て当財団の設立30周年を記念し「廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラル」をテーマにしたシンポジウムをYouTubeによるライブ配信(オンライン)で開催しました。当日、来賓として、小林茂樹環境副大臣、小堀秀毅経団連副会長、田中勝岡山大学名誉教授にご登壇いただいたほか、廃棄物・資源循環、脱炭素に関連する産官学の各界を代表する有識者の方々をお招きし、パネル討論を実施しました。当日は廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルに向けた課題や将来に向けた取り組みなどについて活発な議論が交わされました。

【第1部 開会・基調講演】13時～13時45分

(司会)岩田元一 産廃振興財団専務理事

(1)開会挨拶 加藤幸男 産廃振興財団理事長

(2)来賓挨拶 小林茂樹 環境副大臣

(3)来賓挨拶 小堀秀毅 経団連副会長

産廃振興財団最高顧問

(4)記念講演 田中 勝 岡山大学名誉教授「脱炭素社会と循環経済における廃棄物マネジメント」

【第2部 パネル討論】14時～15時30分

テーマ：廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラル

モデレータ： 山根 小雪 日経エネルギーNext編集長

パネリスト(五十音順)：岡村 隆吉 経団連環境委員会廃棄物・リサイクル部会長代行

産廃振興財団企画・運営委員会委員長

太平洋セメント常務執行役員

加藤 恵子 ミダックホールディングス代表取締役社長

洲崎 誠 三菱重工エンジニアリング執行役員・CTO

三菱重工工業成長推進室CCUSビジネスタスクフォースリーダー

高岡 昌輝 京都大学大学院工学研究科教授

田中 将吾 経済産業省資源循環経済課長

永井 良一 全国産業資源循環連合会会長

松田 尚之 環境省廃棄物規制課長

第1部

■開会挨拶

産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 加藤 幸男

私ども財団は平成4年の12月に設立され、今年で30周年を迎えます。

この間、国、地方公共団体そして経済界からのあたたかいご支援と付託を受け、産業廃棄物業界の振興と産廃の適正処理や資源化に資するさまざまな事業に積極的に取り組んでまいりました。関係者各位のご協力を得て、おかげ様で各事業ともに順調に進み、例えば不法投棄件数は大幅に減少し、原状回復事業も順調に進みました。また、PCBに代表される処理困難物の処理も終盤戦を迎えております。

しかしながら、何百年営々として続いてきた化石燃料に依拠する産業構造やそれを前提とする社会生活様式は、地球温暖化をもたらし、さらには異常気象を引き起こして、現実の危機として我々に解決を迫っております。

我が国はもちろん、全世界でなんとしてもこれを食い止めようと、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」と「脱炭素(カーボンニュートラル)」社会の構築を目指し、産業構造も社会生活様式をも大転換する新たな産業革命を起こそうとしております。

私ども財団は、而立を迎える今、奇しくもこれまでとは異なるステージでの新たな役割を担わなければならないと身にしみて感じております。

即ち、循環経済を実現するために「廃棄物処理業界はどうすべきか？」と問われれば、「徹底的に廃棄物を資源化、エネルギー化して、それを動脈産業に還流する素材産業、即ちリソーシング産業

として生まれ変わること」であり、そのためには「廃棄物と名の付く多くのものを資源化できるシステムを構築して、しかも資源化されたものは素材であれ

エネルギーであれ、品質、価格とも経済原則に則った、換言すれば経済原則に合わないようなりサイクルからは卒業しよう」ということだと思えます。

また、「脱炭素社会」を実現するために、「廃棄物処理業界は何をしなければならないのか？」と問われれば、年4千万トンもの大量のGHGを排出している業界として、これをゼロカーボンに持っていく独自のCN対策を編み出し、実現する以外に答えはないと思えます。

それでは、独自の「カーボンニュートラル対策」とは何なのか。それが本シンポジウムを開催した主旨です。

本シンポジウムには、各界の識者の方々にお集まりいただいておりますので、有意義な議論を展開していただいて、ぜひとも我々に進むべき道筋を示していただければと希望しております。



加藤理事長

■来賓挨拶

環境副大臣
小林 茂樹



小林副大臣

産廃振興財団設立30周年シンポジウムの開催、誠にありがとうございます。

今から30年前、財団が設立された1992年6月に、ブラジルのリオデジャネイロで地球サミットが開催されました。このサミットでは、世界各国の最高指導者が世界の環境の保全と持続可能な開発の実現のために議論を行うとともに、気候変動枠組み条約が採択された年でもあります。

当時の我が国の廃棄物に関する状況を見ますと、バブル崩壊後、景気の後退期に入っておりました。しかし、廃棄物の発生量の増加とともに、その種類の増加によって、既存の処分場だけでは廃棄物を処理しきれないという事態も生じておりました。そのため、最終処分場はひっ迫し、不法投棄が大きな社会問題となりました。

こうした中、1992年、経団連の主導で設立された団体が産業廃棄物処理事業振興財団です。設立以降、財団の皆様や経団連の会員の皆様をはじめとした廃棄物の排出事業者の皆様、処理業者の皆様、そして行政が一緒になって産業廃棄物処理施設の整備や不法投棄対策のさまざまな取り組みを進めてきました。その結果として、今、我が国は廃棄物の分野で世界に誇れる国、世界をリードできる国になりました。ここにこれまでの皆様方のご尽力に厚く御礼を申し上げます。

しかし、私はここでもう一つ大きな挑戦を皆様にお願ひしたいと思います。それは、カーボンニュートラルへの挑戦です。

ご承知の通り、我が国は2030年温室効果ガス46%削減の実現を目指し、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けることを表明しております。ま

た、2050年までにカーボンニュートラルを達成することを宣言しております。この大きな問題を解決するためには、資源循環分野における取り組みが不可欠です。こうした

問題意識のもと、環境省では9月に今後の施策の方向性を示す循環経済工程表を取りまとめました。その中で、循環産業をはじめとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとし、2030年までにその市場規模を現在の50兆円から80兆円以上にすることを目指すという目標を掲げております。そして、その実現のために、プラスチック・金属・バイオマスといった素材ごとの施策の方向性や自動車・家電・太陽光などの製品ごとの施策の方向性を示しております。

次は、この方向性に沿って、財団の皆様や排出事業者の皆様、廃棄物処理業者の皆様方と一緒に一つひとつの取り組みを具体化し、カーボンニュートラル型の循環経済を実現する段階です。本シンポジウムがその一つのきっかけとなることを期待しています。

最後に、産廃振興財団の益々のご発展を心からお祈り申し上げます。

■来賓挨拶

経団連副会長
産業廃棄物処理事業振興財団最高顧問
小堀 秀毅

産廃振興財団で今年の6月から最高顧問を務めております経団連副会長の小堀です。財団設立30周年記念シンポジウムの開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

財団が設立されたのは1992年ですが、当時、産業廃棄物は危機的な状況に直面しておりました。排出量が増加する一方で、産業廃棄物を処理する施設が当時は未整備だったため、十分に処理されていない廃棄物が処分場にそのまま埋め立てられていました。そのため、最終処分場の容量が逼迫し、産業廃棄物ではその残余年数が2年を下回るという危機的な状況に直面しておりました。

このような状況を解決するために1992年に財団が設立され、産廃業者への債務保証や助成、産廃事業の振興などの取り組みを着実に実施し、さらにその後、不法投棄の支障除去にも取り組んできました。他方において経団連は、1997年に「環境自主行動計画」を策定し、毎年度フォローアップを実施し、四半世紀にわたり一貫して産業廃棄物の最終処分量の削減に努力してまいりました。

こうした産業界の努力と財団の地道な事業の積み重ねにより、産業廃棄物の適正処理はこの30年間に着実な進展を遂げ、1990年度に1.7年だった処分場の残余年数は2018年度には17.4年と大幅な改善を果たしました。長期にわたる産業界と財団の二人三脚の努力により、「生活環境の保全と国民経済の健全な発展」という財団が掲げている目標は実現できたのではないかと思います。ここに、加藤理事長をはじめ、これまで財団の事業に尽力されてこられた関係者に対してこの場をお

借りして心からの敬意を表します。

さて、足元の日本の状況を見ますと、ご高承の通り、脱炭素化・循環経済へのパラダイムシフトへの社会的な要請が急速に

高まっております。労働力不足や非接触化が求められる廃棄物・資源循環分野においては、とりわけ行政において遅れておりますDXへの取り組みも並行して進めていく必要があります。

本シンポジウムでは、脱炭素と循環経済という二つの大きなテーマを同時に達成させるための課題について議論しますが、本日のシンポジウムで議論されますテーマや課題は、財団がまさにこれから取り組むべき分野ではないかと存じます。

これまで取り組んできた産業廃棄物の適正処理で培った経験やネットワークを基礎にして、脱炭素と循環経済、さらにはこの分野におけるDXなど、これからの時代で解決が求められる課題において、財団がさらに重要な役割を果たしていくことを期待しております。

本日のシンポジウムの盛会、およびこのシンポジウムを契機として財団がさらに大きな力を発揮していくことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



小堀副会長

■ 記念講演

「脱炭素社会と循環経済における廃棄物マネジメント」

岡山大学名誉教授
田中 勝

今、地球は三つの危機に直面しています。一つは、「資源の浪費」、二つ目は「生態系の破壊」、そして三つ目が「地球温暖化」です。私たちは資源浪費の危機には循環型社会、生態系の危機には自然共生社会、地球温暖化には脱炭素社会の実現を目指してそれぞれ取り組んでいます。

脱炭素社会に向けては、日本でも2050年までにカーボンニュートラルを達成するという宣言が2020年10月に出されました。廃棄物分野では約4千万トン(2019年度)の温室効果ガス(GHG)を排出しています。これをゼロにするのがミッションです。そのためには、CCUS(二酸化炭素の回収、有効利用、貯留)をはじめさまざまな技術を開発することも重要です。また、欧州では循環経済(サーキュラー・エコノミー)の取り組みの中で、廃棄物焼却に伴うエネルギー回収が認められる雰囲気であり、循環経済の視点からサーマルリサイクル技術を活用することで、回収した廃棄物のエネルギーを発電などに生かし、石炭などの化石燃料を無くすることができます。この様な、エネルギー回収のGHG削減効果を評価してほしいと思います。また、これを踏まえ、米国、EUや中国など廃棄物をエネルギーとして最大限活用しているほかの国々とともに、廃棄物焼却エネルギー回収の脱炭素効果をアピールし、国際的な理解を得ることが大事だと考えます。

廃棄物を焼却すると、廃プラスチック類等由来のCO₂排出量は廃棄物焼却量に比例して増加します。ところが発電・熱回収に伴うCO₂の削減量は、施設の規模が大きくなるほど処理効率や発電効率の向上により、廃棄物焼却量当たりの発電量ある

いはCO₂削減量が増加します。脱炭素には規模を大きくすることが大切だと分かります。

廃棄物の発生量は、GDPが増大するにつれて増えていきます。

廃棄物の発生は、いわば「豊かさのツケ」です。大量生産・大量廃棄は廃棄物自体が悪いのではなく、もっと豊かな社会を望む私たち生活者が反省しなければならないのです。これを踏まえると、何事もほどほどの良い加減を求めるバランス感覚が重要なのではないのでしょうか。

廃棄物処理においては、物質回収型のリサイクルとエネルギー回収型のリサイクルを比較し、どちらが本当に良いかをライフサイクル、すなわち収集運搬・中間処理・最終処分までを含めて、どちらがコスト安になるか、GHGの排出が少なくなるかなどを総合的に判断し、選択することが重要です。

産業廃棄物処理に関わっている皆様は、地球環境保全にとって大切な役割を担っており、また、私たちの生活環境・公衆衛生の向上という目的を達成するという重要な仕事を行っているということに誇りを持ち、そして、廃棄物分野で活動する企業として持続的に成長する企業になる「夢」を持って頑張っていたいただきたいと思います。



田中名誉教授

第2部

■パネル討論

「廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラル」

廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルの現状と課題等についてそれぞれの立場から忌憚らない意見が交わされました。最後に、廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルの将来についてキーワードを掲げていただきました。

「サーマルリカバリーの活用を」

岡村 隆吉

産廃振興財団の企画・運営委員長として、このキーワードを取り上げます。

廃棄物資源循環分野で「サーマルリカバリー」を行うことは、社会的にも経済的にも大きな貢献がすぐに期待できると考えております。その技術の価値を認め、推進していくとともに、財団としても活動を続けていければと思っております。



「産廃業界を考慮した

制度設計の実現を」

加藤 恵子

カーボンニュートラルの流れをマイナスの意味に捉えるのではなく、新たなビジネスチャンスと捉える考え方が出てきています。

産廃業界は多くの中小零細企業で成り立ち、この業界を支えてきた歴史があります。

この多くの産廃業者にとって、新たな技術の導

入や新たな事業の参入は非常に高いハードルであると感じていますが、環境保全を担っているこの業界が声を上げ、しっかりと地位を確立していかなければならないと考えています。



「カーボンネガティブ、CO₂エコシステムの確立を」 洲崎 誠

ベストアベイラブルテクノロジーがどのように生まれるかということと、サステナブルな方法で発展させていくことが大事だと思います。

これから先、産業革命並みに基礎が変わる時代に入っていくことが予想され、大企業だけが生き残るというわけではなく、スタートアップ企業がきちんと評価される時代になります。市場の競争はより激しくなりますが、技術者として日本発で良い技術が出てくれれば喜ばしいです。



「動静脈連携の深化」

高岡 昌輝

循環経済において、動静脈連携をすると、どこが動脈でどこが静脈なのか分からなくなる、いわ

ゆるサーキュラリティが完成するのが特徴です。素材産業が動脈であるという考えがあると思いますが、産業廃棄物の処理事業者が動脈であるとも考えることができます。そういう意味では、作ったものの出口、特にカーボンを利用するのか、貯留するのかなどを考えていくことが重要だと思います。



「国と経済界の本気度を見たい」

永井 良一

我々廃棄物処理業界は、適正処理は当然のことながら、「産業廃棄物の資源化」が今後の事業の発展に大きくつながっていきます。そのポイントは、「選別」です。我々も途中で挫折することなく一生懸命取り組んでいきたい。国と経済界にはカーボンニュートラルへの方向性を示し実行してもらいたい。



「動静脈の連携と適切な競争を」

田中 将吾

廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルの実現に向けては、個別最適だとうまくいかず、やはり動静脈及び消費者を含めた国民一人ひとりが連携し、全員の認識を上げることが重要となっ



てきます。また、努力を適切に「見える化」し、かつ、適切な制度設計を構築していくことが大事だと思います。

「実践のステージに向けて」

松田 尚之

循環経済については、できるところから一つひとつ具体化させていく実践のステージになっていると思います。カーボンニュートラル型の廃棄物処理システムの施設の開発に向けて、今後関係するシステムや施設の社会実装を進め、特にプラスチックや金属資源の回収・リサイクル機能を備える施設については先行的に支援を行い、制度枠組みの見直しなどの取り組みも必要であると考えております。



「カーボンニュートラルを

成長の好機に」

山根 小雪

カーボンニュートラルの実現は、産業革命以降の社会の仕組みを作り替えていこうという壮大な挑戦であり、新しいグローバルでのビジネス、競争であると捉えています。

日本の産廃業界には多くのチャンスがあると確信しています。

道のりは簡単なものではありませんが、この好機を是非いかしてほしいです。



産業廃棄物処理事業振興財団

30年の歩み

1992年
(平成4)

- 5月 「産廃廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」制定
- 12月 産業廃棄物処理事業振興財団設立
- 12月 財団事務所開設(新川むさしやビル3階)
- 12月 財団理事長に太田文雄氏(東芝常任顧問)就任
- 12月 厚生大臣から「産業廃棄物処理特定施設整備法」の規定による産業廃棄物処理事業振興財団の指定

1993年
(平成5)

- 11月 「産廃振興財団ニュース」第1号の発行

1994年
(平成6)

- 9月 第1回「特定施設及び廃棄物処理センター」整備促進に係る情報交換のための全国担当者会議(廃棄物処理センター等全国担当者会議)開催

1995年
(平成7)

- 7月 財団事務所 日本橋に移転(太陽掘留ビル5階)

1997年
(平成9)

- 2月 厚生省生活環境審議会が「産業廃棄物不法投棄原状回復として、産業界、行政が協力して手当てする制度創設」を答申
- 6月 不法投棄対策の一つとして、産業廃棄物適正処理推進センターによる原状回復支援の措置を盛った「廃棄物処理法」の改正

1998年
(平成10)

- 1月 財団設立5周年記念の集い
- 7月 厚生大臣から財団に対し、「産業廃棄物適正処理推進センター」の指定
- 9月 第1回適正処理運営協議会開催(於：経団連会館)

2000年
(平成12)

- 9月 財団事務所 新橋に移転(さくら新橋ビル6階)
- 12月 全国の産業廃棄物処理業者情報を「産廃情報ネット」としてインターネットで本格提供開始

2002年
(平成14)

- 1月 産廃懇話会設立[15業界団体、経団連、環境省](産業界と財団の交流の場に)
- 2月 第1回産廃懇話会開催
- 10月 産廃経営研究会発足
- 12月 財団設立10周年
- 12月 第1回産業廃棄物と環境を考える全国大会開催((社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センターとの共催)
開催地：大阪市(参加者592名)

2003年
(平成 15)

6月 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」制定
7月 財団事務所 神田に移転(堀内ビルディング3階)

2004年
(平成 16)

10月 第1期「産業廃棄物処理業経営塾」開塾(10月19日~翌17年3月5日)

2005年
(平成 17)

10月 産業廃棄物処理業者優良性評価制度が開始

2006年
(平成 18)

6月 財団理事長が太田文雄氏から樋口成彬氏(JFEプラント&サービス(株)相談役)に交替

2011年
(平成 23)

4月 優良産廃処理業者認定制度が開始

2012年
(平成 24)

3月 建設業者向けの講習会(産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会)を開始
4月 公益財団法人に移行認定
12月 財団設立20周年

2016年
(平成 28)

5月 除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合設立・組合事務局として参画
6月 財団理事長が樋口成彬氏から加藤幸男氏(JFEエンジニアリング(株)顧問)に交替

2017年
(平成 29)

5月 財団事務所 虎ノ門に移転(ヒューリック虎ノ門ビル10階)

2020年
(令和 2)

4月 職員制度の新設を含む諸制度の改訂
4月 振興事業として産業廃棄物処理業者の経営課題解決をサポートする「経営相談会」制度の運営を開始
10月 優良産廃処理業者認定制度における事業の透明性の基準に係る適合証明業務開始
12月 電子決裁制度の導入
12月 自立・分散型エネルギー研究会スタート

2021年
(令和 3)

8月 建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務開始
10月 環境省産業廃棄物行政情報システムと産廃情報ネット「さんぱいくん」とのデータ連携による全処理業者許可情報の掲載開始
10月 建設業者向けの講習会が令和3年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰・国土交通大臣賞を受賞

2022年
(令和 4)

6月 環境省・産業廃棄物処理業者情報並びに産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報の検索システムを財団産廃情報ネットに移転
12月 財団設立30周年

財団30周年にあたっての メッセージ

産廃振興財団がお世話になっている皆様より30周年にあたってのメッセージを頂戴しました。



30周年によせて

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
前・理事長 樋口 成彬

財団との関わりは、1996年(平成8年)から5年間、評議員を務めたときに始まります。当時の財団はこぢんまりした事務所で債務保証事業が中心でした。2006年(平成18年)、初代理事長太田さんの後を受けて理事長に就任、財団の活動範囲は著しく広がり、内容も深く、この変わりようを目の当たりに、まさに隔世の感でした。

産業廃棄物を取り巻く問題は多岐に亘り、関係する人もそれぞれの立場から利害も一致するとは限らず、複雑です。国、地方自治体、産業界と処理業界の様々な立場での経験、視点、知恵をベースに4者の橋渡しの役割を果たし、的確な判断を下すべく10年余に亘り努めてきました。お陰様で、これまでの経験、技術、ノウハウを活かして十分にその役割を果たしていける体制にあると思います。

これからは、財政的に厳しい状況にある中ですが、従来の事業に留まらず、資源循環を通じて脱

炭素社会の実現、地球温暖化の防止に寄与する事業、「地域循環共生圏」の実現といった時代の要請に応えていくことを期待します。

30周年を祝うとともに、関係各位の一層のご指導、ご協力をお願いし、財団の益々の活躍を期待する次第です。



資源循環の推進で新たな歩みを

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 荘一郎

財団創設30周年おめでとうございます。この間、廃棄物処理業の発展を資金面、技術面で支え、産業廃棄物の適正処理の推進に大きな役割を果たしてきたことは衆目の一致するところですが、不法投棄対策やPCBなどの処理困難物への対応などにも国と連携して大きな成果をあげてきました。

適正処理の確保は将来にわたって産業廃棄物管理の基盤をなすもので、財団は引き続き重要な役割を担っていくと思っております。これに加えて、2050年脱炭素に向けて社会・経済がリデザインされていく中で、産業廃棄物分野は「資源循環」を加速させることが求められています。排出事業者である企業は、ESGに関する非財務情報の開示が世界的にも当然になりつつあります。昨年のCOP26の後で設立されたISSB(国際サステナビリティ基準審議会)は開示情報の統一化を図る検討を進め、来年にも決定すると言われております。その中には、エネルギー利用に伴う直接的な温室効果ガス排出量 (Scope1、Scope2) に加え、原材料の調達、輸送、製造した製品の利用や廃棄に伴う排出量 (Scope3) の開示も求められる見込みです。バージン資源を再生資源で代替できれば、ほとんどの場合で温室効果ガスの低減につながります。人類共通の最大の脅威である地球温暖化に適切に対応する企業が市場で評価され、企業価値

が高まり発展する時代です。

資源循環を促進するには、プラスチック資源循環法の制定等の制度的対応は重要ですが、法的義務の有無にかかわらず、企業は市場の力により、生産方法はもとよりサプライチェーン全体での廃棄物の再資源化の取組を強化していくこととなります。産業廃棄物の資源化に関しては、処理業者の対応も重要となります。高度な再資源化技術やそのための資金の確保で、財団の果たすべき分野は大きなものがあると思っております。廃棄物処理業者は、これまでの適正処理や処理コストに加えて、再資源化の程度や内容によって顧客である排出事業者から選別される時代になっていくのかもしれませんが。

時代が大きく変わりつつある中で、貴財団におかれては30年の実績を踏まえ、新たな時代の要請に応えるべく発展されることを期待しております。貴財団と私どもの産業廃棄物処理振興センターは、団体名に「産業廃棄物」を掲げる数少ない法人となりましたが、今後とも適正処理の確保と資源循環の推進で連携・協力していくことを願っております。



歴史的課題の完遂へ

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
代表取締役社長 小林 正明

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が設立30周年の節目を迎えられたことを、共に廃棄物処理を通じて循環型社会構築に邁進する立場から、心よりお祝い申し上げます。

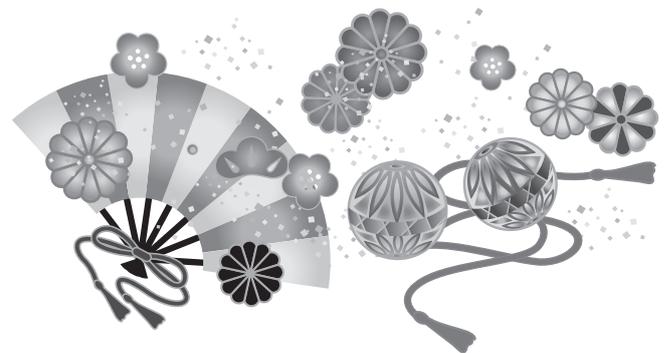
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) は、長期間にわたって処分がなされず保管を余儀なくされていた高濃度のPCB廃棄物の処理を全国5か所の事業所で行ってきておりますが、事業の当初より、貴財団から多大なご支援をいただいております。

例えば、PCB廃棄物処理施設の建設時には、技術提案書について効率的な審査を行うための技術的支援をいただきました。各処理施設における操業が始まってからは、発生したトラブル事例の整理と対策の検討や、作業環境や作業者の血中PCB濃度のデータの取りまとめによる作業環境改善のための検討を行っていただいております。処理も終盤となってからは、使用中安定器の実態把握の調査、安定器のPCB使用・不使用の仕分け、効率的な収集運搬のための「収集運搬情報交換広場」の立ち上げ・運用、さらには、処理終了後のPCB処理施設の解体撤去実施マニュアルの作成にも関わっていただきました。

このように、環境省とJESCOが国策として取り組んできた高濃度PCB廃棄物処理は、貴財団の貢献があっはじめて今日の進捗を見ていると

いっても過言ではありません。その結果、令和4年8月末時点において、高濃度PCB廃棄物処理の進捗率はトランス類、コンデンサー類ともに99%以上となっており、処理完了に近づいてきました。今後とも、この歴史的な課題の完遂まで引き続きのご協力をお願いいたします。

最後に、貴財団のますますのご発展と、皆さまのご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



□ ■ □ ■ お客様の声 □ ■ □ ■

日頃、産廃振興財団の各種サービスをご利用いただいているお客様よりコメントを頂戴しました。

債務保証

産廃財団の経営塾には例年社員を参加させていただけしており、そこで債務保証制度を知りました。今年完成した焼却炉は、当社にとって3号炉となりますが、債務保証を受けたのは今回が初めてです。

当社の場合、債務保証がなくても金融機関からの融資を受けることはできたと考えていますが、当社の事業は京都府内でも唯一の事業とも言えるもので、事業の確実性、市場環境の将来性、建設コストが適正であるのかどうかなどは検証のしようがありません。債務保証の実行に当たって、専

門家の皆様に、それぞれの専門領域で分析していただいた上で保証していただけることは、当社はもちろん、金融機関や株主にとっても大きな安心材料になりました。そのため、今回は必ず債務保証を受けるのだという意志で臨んでいました。

今後4号炉も建設することになれば、必ず債務保証をお願いしたいと考えています。実は、新たな管理型最終処分場を2026年の完成を目指して建設中ですが、こちらでも債務保証を受けることができました。今後も、新たな事業があれば積極的に活用していきたいと考えています。とても良い制度なので、欲を言えば、もう少し保証の金額を大きくしていただければさらに助かります。

(株)京都環境保全公社
代表取締役社長 鍋谷 剛 様

産業廃棄物処理業経営塾

まずは何よりも「参加してよかった」と言いたいです。つい数年前に親から会社を引き継いだばかりで、業界経験が浅く、人脈も知識もない状態で参加しました。そんな中、会社経営、産業廃棄物業界の最新の動向、法律に関する問題、処分施設の運営についてなど、幅広い分野について、それぞれの分野の専門家の先生による講義を受けることができ、毎回多くの学び、そしてインスピレー

ションを得ています。

それに加えて、日本全国から集まった同期の仲間との出会いは他では手に入らない宝ものだと思います。高い志を持った同期の塾生とはお互いに刺激し合い、学び合うことができ、実際の取引にもつながっています。そして、講習外でも一緒に食事をしたり、お酒を飲んだりすることで素敵な友人も手に入れることができました。

経営塾で得た学びや人脈を今後の自社の成長に生かしていくことが本当に楽しみです！

(株)MTK
代表取締役(経営塾第18期生) 三峰教代 様

助成事業

当社は令和3年度および令和4年度の助成事業に採択いただきました。当社では、国内初となる大型の縦型乾式メタン発酵施設を運営管理しており、日量約73トンの廃棄物を処理して発生させたバイオガスをガス発電機と蒸気ボイラの燃料として利用しています。廃棄物処理事業者がさらなる再生可能エネルギーの有効利用と新たなエネルギー生産を実現するという大きな目的を達成するために、本助成事業を活用しております。テーマは、バイオガス中に含まれるメタンガスを「常温常圧下におけるメタン酸化反応」によって液体化

しメタノールを生成する研究開発を実施しています。

本研究開発の各段階において、産廃振興財団からの助言や指導などを頂きながら事業の進捗を管理しており、心強い取組みが実施できています。その中でも、ラボスケール実験では試験装置の設計と製作等について助成事業を活用させていただき、確実な進展に結びついており感謝しております。今後、当社の強みを発展させる新たな技術開発を本助成事業で培いつつ、産業廃棄物処理業界に普及できる方策や提言へと繋げて参りたいと考えております。

(株)富士クリーン
企画開発部長 町川和倫 様

再生品認証

貴財団の調査認証チームの皆様より大変懇切丁寧なご対応を賜り、全国初の再生品（廃コンクリート再生砕石）の有価物該当性に係る認証を取得できましたこと、厚くお礼申し上げます。現在では、再生砕石が2現場、建設汚泥改良土が1現場で認証品をご利用いただき、評価いただいております。

産業資源循環業界を取り巻く環境は、カーボンニュートラルやSDGsなど国際的にも大きく変化し、社会全体の貴財団に対する求められる役割も多種多様に変化し続けていると存じます。さらに盛土問題に伴う新盛土法の施行により、ますます当該認証による優良製品が循環型社会へ大きく貢献していくものと期待しております。

建設汚泥再生土の認証に続き、国土強靱化達成に貢献し10万m³以上の大規模な用途利用の拡大を図るため、技術力を有する数社と共同で、大阪湾沿岸に廃コンクリート再生砕石と建設汚泥再生品を原材料としたハイブリッドソイルの製造工場を建設する計画を進め、認証を得ることを目指しています。

ハイブリッドソイルGSの粒度分布は砂質礫、ハイブリッドソイルGS-Fの粒度分布は細粒分まじり砂質礫とすると、地盤材料の観察と塑性図から判別分類される三角座標（JGS0051）の極めて狭い範囲内に収まるように厳格に品質管理されるため『建設発生土・改良土』と差別化が図れ、大規模な用途利用の拡大が可能となるものです。

成友興業(株)
代表取締役 細沼順人 様

大阪ベントナイト事業協同組合
代表理事 浜野廣美 様

30周年を振り返る

故・太田文雄初代理事長と親交のあった小谷勝彦氏に当時の思い出を寄せていただきました。



産廃振興財団の30周年によせて

NPO法人 国際環境経済研究所
理事長 小谷 勝彦

当財団が30周年を迎えられますことをお慶び申し上げます。

私が当財団とお付き合い頂いたのは、2001年から2005年、新日鉄環境部長の時でした。当時の理事長は、太田文雄さんで、東芝副社長、経団連の廃棄物・リサイクル部会長を経て、1992年に就任されていました。

2001年は、環境庁が省になり、循環型社会形成推進基本法が施行されるなど、廃棄物・リサイクル政策が整備される時期であり、環境省と産業界で激論が戦わされた時でした。まだまだ、産業廃棄物の不法投棄が後を絶たず、当財団に「不法投棄の原状回復基金」を設置するため、経団連の高橋秀夫環境・技術本部長を中心に、私ども企業・業界団体の人たちが議論したことを覚えています。

当時は、廃棄物・リサイクルに関する政策が目白押しでした。容器包装リサイクル法や家電リサイクル法が施行され、自動車リサイクル法の議論も行われており、我々企業人にとっても、拡大生産者責任などのコンセプトを勉強していました。

こうしたなかで、廃棄物処理法の改正や土壤汚染対策、PCB処理など、まだまだ多くの難題がありました。産業界でも製造者、使用者、排出者などの立場の違いがあり、必ずしも一枚岩ではあ

りません。一方、当時の環境省も、産業界とのパイプが十分ではなく、だれと交渉してよいのか悩んでおられたと思います。

太田理事長から、経団連をはじめ、主だった企業の環境部長にお呼びがかかったのはこの頃でした。太田さんは、「日本の廃棄物政策をどうするか」という大きな視野で、各企業のエゴを超えて産業界全体の立場で、考えるように要請されました。環境省の課長とも、率直な議論をしたのを覚えています。太田理事長の私利を超えた広い視野と情熱、何よりも包容力のあるお人柄があればこそ、私たちも企業の壁を越えて率直な議論ができたのでしょうか。

産業廃棄物をめぐる課題は、時代とともに変化します。カーボンニュートラルの時代において、産業廃棄物処理事業振興財団の在り方も変わってくるでしょう。産業界も様々な企業があり、なかなか意見がそろわないのも現実です。環境省も産業界との忌憚ない意見交換が難しいかもしれません。

「天の時、地の利、人の和」という言葉があります。当財団は、環境省と産業界がともに作った「地の利と人の和」をもった稀有な財団であり、30周年を迎えられ今日、新たな課題の解決に力を発揮されると期待してやみません。

第6回自立・分散型エネルギー研究会を開催

9月14日、オンライン併用で第6回自立・分散型エネルギー研究会（座長：細田衛士 東海大学副学長・政治経済学部経済学科教授）を開催した。



細田衛士座長

当日は、三友プラントサービス（株）の小松和史社長から「廃棄物に対する目線を未来に。」、太平洋セメント（株）の石田泰之部長から「太平洋セメントのカーボンニュートラルの実現に向けて」、DOWAエコシステム（株）の中村達也取締役から「DOWAエコシステム株式会社ウエステック事業部門 環境負荷低減に向けての取り組み」について報告が行われた。以下は3委員の報告のポイントである。

■三友プラントサービス 小松委員の報告

1. 三友グループの事業概要
 - ①三友グループの会社概要
 - ②一般廃棄物
 - ③コーヒー豆かすの取り組み
 - ④エネルギーへの取り組み
 - ⑤農業への取り組み



三友プラントサービス
小松委員

2. これからの“脱炭素社会”に向けた取り組み
 - ①菌利用 回収技術開発
 - ②持続可能な航空燃料 (Sustainable aviation fuel; SAF)
 - ③企業・自治体への環境事業のコンサルティング

■太平洋セメント 石田委員の報告

1. 太平洋セメントのご紹介
2. CO₂削減に関する技術開発ロードマップ
3. 革新技术 (CO₂回収・利用)に関する取り組み状況
4. おわりに



太平洋セメント
石田委員

■DOWAエコシステム 中村委員の報告

1. フロン破壊事業
2. バイオディーゼル岡山の取り組み
 - ①廃食油を原料としたBDF(バイオ燃料)の製造と販売
 - ②食品廃棄物を原料としたバイオガス発電
3. 溶融事業
4. リチウムイオンバッテリーのリサイクル事業



DOWAエコシステム
中村委員

会員
募集中

経営戦略セミナー

経営戦略セミナー ライブ&アーカイブ配信

●○○●●「経営戦略セミナー」開催スケジュール表(2022年12月以降)●○○●●

開催日	講師	テーマ
2022/12/06 13:30~	前(公社)全国産業資源循環連合会 専務理事 森谷 賢 氏	産業資源循環の課題と方向について
2022/12/20 13:30~	クリーン・オーシャン・マテリアル・ アライアンス(コーディネーター)	プラスチック新法施行後の最新動向について、 排出事業者と処理業者(リサイクル事業者)と の意見交換会(仮)(コーディネーター: CLOMA、参加者:アミタ、花王、ネスレ)
2023/1/24 13:30~	日鉄総研(株) 常務取締役 小野 透 氏	日本のエネルギーの直面する課題
2023/1/26 13:30~	(株)環境と開発 代表取締役 田邊陽介 氏 産廃振興財団 再生品認証チーム	建設廃棄物リサイクルと再生品認証業務をめ ぐる意見交換会
2023/2/15 13:30~	JFEスチール(株) 専門主監(地球環境) 手塚宏之 氏	カーボンニュートラルをめぐる国際的な動き と鉄鋼業のとりくみ
2023/2/22 13:30~	イーテラス(株) チーフコンサルタント 安井智哉 氏	不法投棄など行政処分事例紹介やAIドライ ブレコーダーを活用したヒヤリハット事例 (仮)
2023/3/10 13:30~	パナソニックETソリューションズ(株) 企画部 統括部長 田島章男 氏	調整中

【詳細・入会申込書】

<https://www.sanpainet.or.jp/service104.php?id=27>



【問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 業務部 電話03(4355)0155

産業廃棄物処理行政の 現状と課題

—環境省廃棄物規制課の松田尚之課長を招いて
第78回産廃懇話会を開催—

9月6日、環境省廃棄物規制課の松田尚之課長を招いて第78回産廃懇話会を開催した。

松田課長は「産業廃棄物処理行政の現状と課題」と題する講演を行った。当日は産廃懇話会のメンバーやその会員企業の幹部など30名を超える参加者がオンライン等で会議に参加した。講演のあと、参加者との間で質疑応答が行われた。

松田課長の講演のあと、(一社)アジアプラスチック資源循環促進協会の山下強理事、橋本賢二郎顧問から報告を聴いた。



環境省 松田課長



アジアプラスチック資源循環促進協会
山下理事



アジアプラスチック資源循環促進協会
橋本顧問

【松田課長の講演のポイント】

1. はじめに
2. 不法投棄・不適正処理対策
3. 産業廃棄物処理業者に係る取組
4. 資源循環分野の脱炭素化
5. 有害廃棄物対策(水銀・石綿・POPs等)
6. ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理に向けた取組
7. 廃棄物等の輸出入対策

【アジアプラスチック資源循環促進協会の報告のポイント】

1. プラスチック資源選別士・資格講座
2. 進化するプラスチック社会 カスケード型の考えが必要
3. 日本最大級「再生樹脂」生産卸販売センター(プラスチックリサイクル工業団地)

誰でもわかる!!日本の産業廃棄物(改訂9版)

監修/環境省

編著/公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

B5判・48頁 定価:1,100円(税込) 発行:令和4年9月



【お申込先】 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 担当:塚本

TEL03-4355-0155

(書籍の概要、購入方法の詳細等は当財団ホームページを参照)



産廃振興財団

ニューフェイス

伊藤 冬馬(調査認証チーム・業務部)

はじめまして、今年7月に財団に入社いたしました伊藤と申します。

現在は、調査認証チームと業務部に所属し、調査認証チームでは産業廃棄物処理業者向けに2020年10月より開始した「適合証明サービス」の審査業務を担当しております。また、業務部では経営戦略セミナーなどの産業廃棄物処理業等に従事する皆様向けに情報提供を行う業務に携わっています。



前職では、企業の経営層向けに会社法を中心とする企業法務に関する情報提供の業務に携わっておりました。異分野ではありますが、これまでの経験を財団の業務にも活かせるよう、情報のアンテナを張りながら日々の業務に取り組んでいく所存です。

趣味は、学生時代から約15年間続けているバスケットボールと料理です。バスケットボールは社会人チームに所属し、感染症対策を講じたうえで精力的に活動を続けております。もう一つの趣味である料理については、食べるのが好きなのはもちろんですが、家では料理担当となっていることから、自然に腕を磨くことができました。趣味の一環になりますが、将来的には野菜ソムリエの資格取得も目指したいと考えております。

私自身、「仕事とプライベートのメリハリをつける」ということを大事にしておりますので、仕事に精一杯取り組むことはもちろんですが、プライベートも引き続き充実させていきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症が2019年末頃から流行し早3年になろうとしています。世の中は以前の状態に少しずつ戻りつつありますが、まだまだ終息の兆しは見えない状況が続いておりますので、日常生活においてはこれまでどおり体調管理に留意し、健康的な生活を送っていきたくと考えております。

はじめはご迷惑をおかけしてしまうこともあろうかと存じますが、1日も早く皆様のお役に立てるよう努めたいと思っております。今後とも、よろしくお願いいたします。





編・集・後・記

シャープを買収したフォックスコン。東京スター銀行を買収した中国信託。そして経産省が積極的に誘致に動いたTSMC。

今、台湾と台湾企業が日本で注目されているが、1990年代半ばに筆者は大型台湾企業の日本誘致をひそかに進めていた。

むつ小川原開発株式会社は新全総に沿って石油化学コンビナートの立地のために銀行融資で5000ヘクタール以上の土地を買収して開発を進めていたが、当初の計画通りに企業立地は進まず、経営は行き詰まっていた。事態を深刻に受け止めた経団連は、糠沢和夫常務理事(のちのハンガリー大使)を社長として送り込み、再建を図った。未利用の工業用地の販売に向け、ありとあらゆるプロジェクトの検討を進めたが、大きな柱はITERと外国企業の誘致だった。糠沢社長は経団連で培った人脈を活用して先進国企業の誘致を図ったが、工業用地はそうした企業には少しも売れなかった。

そこで筆者が企画をたて、台湾政府と台湾財界に働きかけて糠沢社長と二人三脚で進めたのが台湾の国有企業中国石油の誘致だった。関係者幹部により、むつ小川原企業誘致ミッションを組成して台湾を訪れ、経済部など政府機関と接触した。中国石油は会長以下担当役員が総出で協議に応じただけでなく、その後、社長を団長とするミッションを日本に派遣、経団連の豊田章一郎会長を表敬訪問するとともに、経営企画担当幹部が3回にわたり日本を訪問して情報の収集にあたった。

ネックは日本の石油政策だった。石油の備蓄義務に加えて、中国石油が日本で精製した石油製品は一滴たりとも日本の国内市場には入れさせないとエネ庁幹部は主張、現在のセミコンダクターとはまさに隔世の感だった。

その後、台湾での国有企業改革の余波を受け、中国石油の日本進出計画は頓挫したが、李登輝総統は東亜経済人会議日本委員会の服部禮次郎委員長(服部セイコー会長)に「中国石油のむつ小川原への進出は前向きに検討している」と語っていたという。李登輝だけは最後まであきらめていなかったよ

うだ。

旧むつ会社については、経団連が前面にたって再建を行い、2000年に新むつ小川原株式会社が設立された。ITER誘致活動の甲斐もあって核融合の研究施設やメガソーラーなどがその後続々と立地し、同社はほぼ毎年黒字決算を続けている。新むつ会社のささやかなオフィスは経団連図書館の隣にあるが、かつての旧むつ会社に比べると、役職員数はおよそ3分の1とスリムになった。

むつ小川原を熟知していた井上洋先輩(のちの産業政策本部長)は、日ごろから「ぼろ負けはだめ。最後まで粘って形をつくれ」と励ましてくれた。中国石油がフル装備の施設をむつ小川原に立地させたとしても旧むつ会社のままで存続できないことはわかっていたが、台北で高熱を出して倒れても形を作るために最後まで努力した。

今の新むつ会社があるのは、こうした目には見えない努力の積み重ねの結果だと思っている。

(青山)

— お陰様で産廃振興財団は2022年12月で30周年を迎えました —



産廃振興財団NEWS 2022.12 vol.30 No.108

発行日 令和4年12月5日

発行人 加藤 幸男

発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階

TEL (03)4355-0155 FAX (03)4355-0156

URL <https://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>

